

史跡池上曽根遺跡整備事業実施計画の変更について

文化遺産活用課

1. 変更内容

史跡池上曽根遺跡について、令和8年度の一部リニューアルオープン、令和11年度のリニューアルフルオープンを目指し、第2期整備事業に取り組んできたが、史跡指定地内において、史跡のき損が確認され、追加の発掘調査が必要となったことから、実施スケジュールを変更する。

2. き損の概要

令和6年6月5日、池上曽根遺跡 大型掘立柱建物の北東側において、発掘調査を実施していたところ、南北18.5m、東西28mの範囲に、近年に伐採されたと思われる樹木が大量に埋められていた状況が発見された。史跡内において許可なく行われた現状変更であり史跡のき損にあたる。

3. 発見以降の対応状況

令和6年6月 大阪府教育庁文化財保護課および文化庁に報告し、和泉警察署に捜査依頼
 令和6年7月 被害範囲の確認調査を実施
 令和6年10月 大阪府警本部の立会のもと、き損部分の実況見分
 令和7年1～3月 き損部分の範囲を確認するため調査(他の部分の被害なし)

4. き損部分の発掘調査と計画の変更

令和7年度 8月末より1月末までき損部分の発掘調査
 令和8年度 発掘調査を踏まえ、設計の見直し(遺構復元表示の内容・手法の再検討)
 令和9年度 き損部分整備工事
 令和10年度 き損部分を含む多目的広場エリア(第2期整備エリア)の供用開始

5. 計画変更後の全体スケジュール

(変更前)

R5～7:多目的広場整備工事
 R8:一部リニューアルオープン(多目的広場)
 R8～10:多目的広場及び情報館増築工事
 R11:リニューアルフルオープン

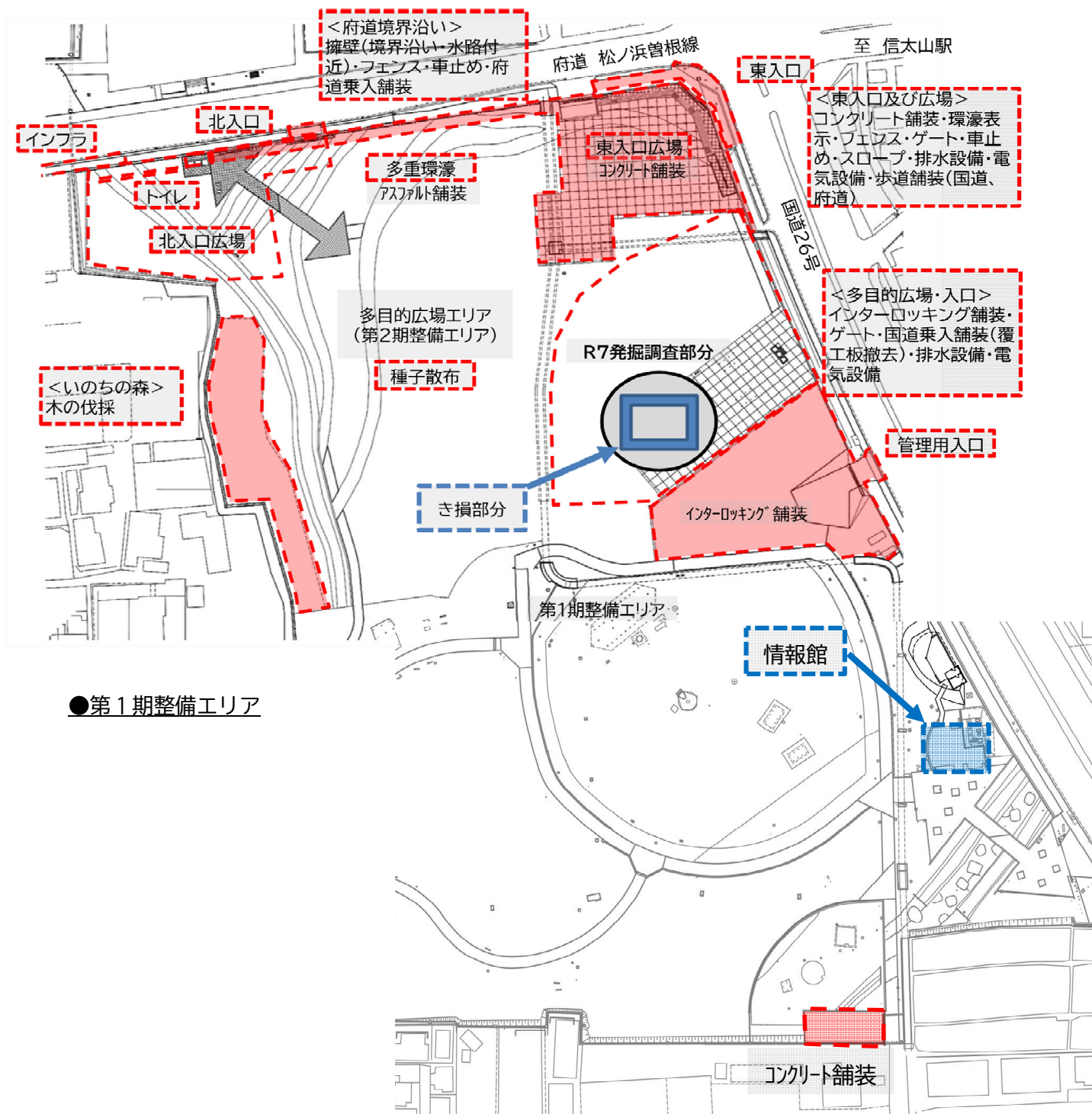


(変更後)

R5～9:多目的広場整備工事
 R8:一部供用開始(東入口広場など)
 R10:多目的広場エリア供用開始
 R10～12:情報館増築工事等
 R13:リニューアルフルオープン

整備予定図

●第2期整備エリア



入学式 及び 1 学期始業式の見直しについて

学校教育室

【現状と見直し案】

「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」において、春季休業日は4月7日までと規定しており、1学期始業式は4月8日に実施している。

また、入学式は、始業式を基準として、前日に小学校入学式、前々日に中学校入学式を行っている。最も早い日程になった場合、4月4日が中学校入学式、4月5日が小学校入学式となる。

このことについて、春季休業日を4月8日までと規定を改め、加えて入学式を4月9日（AMに小学校、PMに中学校）とし、始業式をその翌日に改めようとするもの（義務教育学校は小学校と同日）。

	現状	見直し案
春季休業日	4月7日まで	4月8日まで
小学校・義務教育学校入学式	始業式の前日（R7は4/7(月)）	4月9日の午前
中学校入学式	始業式の前々日（R7は4/4(金)）	4月9日の午後
小・中・義務教育学校始業式	4月8日	4月10日

【現状運用における R8 以降の入学式・始業式】 義務教育学校は小学校と同日

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
中学校 入学式	4/6 (月)	4/6 (火)	4/6 (木)	4/5 (木)	4/4 (木)	4/4 (金)
小学校 入学式	4/7 (火)	4/7 (水)	4/7 (金)	4/6 (金)	4/5 (金)	4/7 (月)
始業式	4/8 (水)	4/8 (木)	4/10 (月)	4/9 (月)	4/8 (月)	4/8 (火)



【見直し案における R8 以降の入学式・始業式】

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
入学式	4/9 (木)	4/9 (金)	4/10 (月)	4/9 (月)	4/9 (火)	4/9 (水)
始業式	4/10 (金)	4/12 (月)	4/11 (火)	4/10 (火)	4/10 (水)	4/10 (木)

【現状と課題】

ア) 新学期（4月）のスタート

- ・新1年生への受入れ体制を整えるべく、小学校では就学前の保育園等から、中学校では小学校からの情報収集を行い対応しているところであるが、十分な対応であるとまでは言い難い。
- ・小学校2年生から6年生や中学校2年生から3年生においてもクラス替えが実施され、基本、担任も変更となることから、個々のこどもにおける友人との関係性、教育的背景、支援教育の必要性等の準備が十分な対応であるとまでは言い難い。

- ・年度当初の学級運営につまずくと、それ以降、長期にわたり学級がうまく機能しない状況に陥りやすく、結果として学力向上やいじめ防止に悪影響を及ぼすため、よりよいスタートが実施できる体制づくりは必須。

イ) 3/25～3/31

- ・教員は、使用していた教室の片づけに加えて、指導要録のまとめなど、進級する子どもたちに係る資料整理を実施しながら、学年単位にて新たなクラス分け案を作成。
- ・学校管理職については、学校の現状等を整理しながら、異動での新たな教員を確認したうえで、担任案、各校務分掌業務担当者案を整理しつつ、新年度からの教育目標、方針を整理。
(管理職が異動の場合は、この間に引継ぎを実施)

ウ) 4/1

- ・新採教員や異動教職員等を含めて新体制が揃い、担任案等を共有。
- ・入学式までに、新採教員、異動教職員の把握に努めながら担任案等の見直しも適宜実施。

エ) 4/1～始業式前日

- ・教員は、前年度の担任や関係教職員等から子どもたちの状況を聞き取り、子どもたちへの関わり方を整理し、1学期の時間割の調整等、学級運営に係る取組みを行いつつ、始業式、遠足、参観、懇談等の学年におけるスケジュール整理や事前準備、授業の教材研究を実施。

オ) 授業時数

- ・これまでは、標準授業時数として1,015時間の時数確保が必須とされており、台風やインフルエンザの流行等による時数確保と、柔軟な教育課程編成を目的に、小学校の普通教室への空調整備が完了した翌年の令和2年度から8月25日を2学期の始業日に改め、余裕をもった時数確保に努めていたが、今般、台風やインフルエンザの流行等不測の事態により時数が下回った場合でも、下回ったことのみをもって違法とまではしないとする目安基準に緩和された。
- ・国においては年間の標準授業時数を1,015時間と定めている中、近年では、国の標準授業時数を年間70時間超過する学校には、指導計画を見直し、単に授業時数を減らすということではなく、授業の量から質へと転換することを求めている。

【期待される効果】

- ・入学式・始業式の見直しにより、新年度スタートの準備期間が2日増加することで、準備に注力することが可能となり、教室環境整備、教材選び、年間行事の計画、各校務分掌業務、授業の教材研究など、教育環境の充実が図られる。
- ・上記の取組みにより、新学期にスタートする学級運営に関して、新たに担任となる教員等が子どもたちの成長状況、教育的背景等を把握し、万全の準備を行うことで、安定的な学級運営を実現し、子どもたちの健やかな成長につなげることを可能とし、国が求める質の高い教育活動を実現する。

令和 8 年度 榎尾学園の児童生徒募集



4 月に開校した施設一体型義務教育学校である榎尾学園は、9 年間の小中一貫教育、魅力ある教育内容を通して、こどもに豊かな心を育み、未来を切り拓く力を育成します。

特色ある教育環境の中で、「学びたい・学ばせたい」という児童生徒や保護者に、一定の条件のもと、市内すべての地域からの入学・転入を認める特認校制度を導入し、児童生徒を募集します。

■募集予定人数 (8 月 1 日現在)

新 1 年生	新 2 年生	新 3 年生	新 4 年生	新 5 年生	新 6 年生	新 7 年生	新 8 年生	新 9 年生
30 人	募集なし	募集なし	3 人	8 人	募集なし	9 人	6 人	4 人

※募集人数は榎尾校区在住の児童生徒数の状況により変動します

■対象

次の項目を満たしていることが条件です。

- 令和 8 年 4 月時点で市内に住所を有し、小学校・中学校・義務教育学校に就学中または就学を予定している人
- 保護者の責任と負担において児童生徒を通学させること
- 榎尾学園の教育活動などについて理解し、協力すること
- その他、教育委員会と榎尾学園の取り決めやルールを守ること

■魅力ある教育

- ◇1 学級 20 人程度の少人数学級編制によるきめ細やかな指導
- ◇コミュニケーションに重点を置いた充実した英語学習
- ◇地域を教材とした独自教科「榎尾学」で学びを展開
- ◇開放感のあるメディアセンターを中心に配置した校舎
- ◇遠方からでも通いやすい通学バスを運行
- ◇民間事業者による有償の放課後英会話プログラムを実施

■募集期間

9 月 15 日 (月・祝) ～ 10 月 10 日 (金)

※申込は、二次元コードのフォームから

(申込者が定員を超えた場合は、面談後、公開抽選)



※市ホームページで学校の紹介動画やパンフレットを公開しています

問：学校教育室 ☎99・8159



快適・安心の住まいを地域密着でサポート！

～省エネ・防犯・今なら補助金も！～

広告



インプラス リプラス

＜ご相談・お見積り無料＞
＜地域の安心守ります！＞

内窓や防犯ガラスの設置で“暑さ・寒さ・音・防犯”の対策を！
今なら【省エネリフォーム】に使える補助金も活用できます♪

補助金は、省エネ性能に応じて対象が決まります。
詳しくは、ご相談ください！



今なら補助金で
【最大200万円】
サポート！



マド本舗 ゼネラルサンホーム

☎0725-57-7027 (定休日：水曜日・日曜日・祝日)
営業時間 10:00～18:00



万町の就学区域について

学校教育室

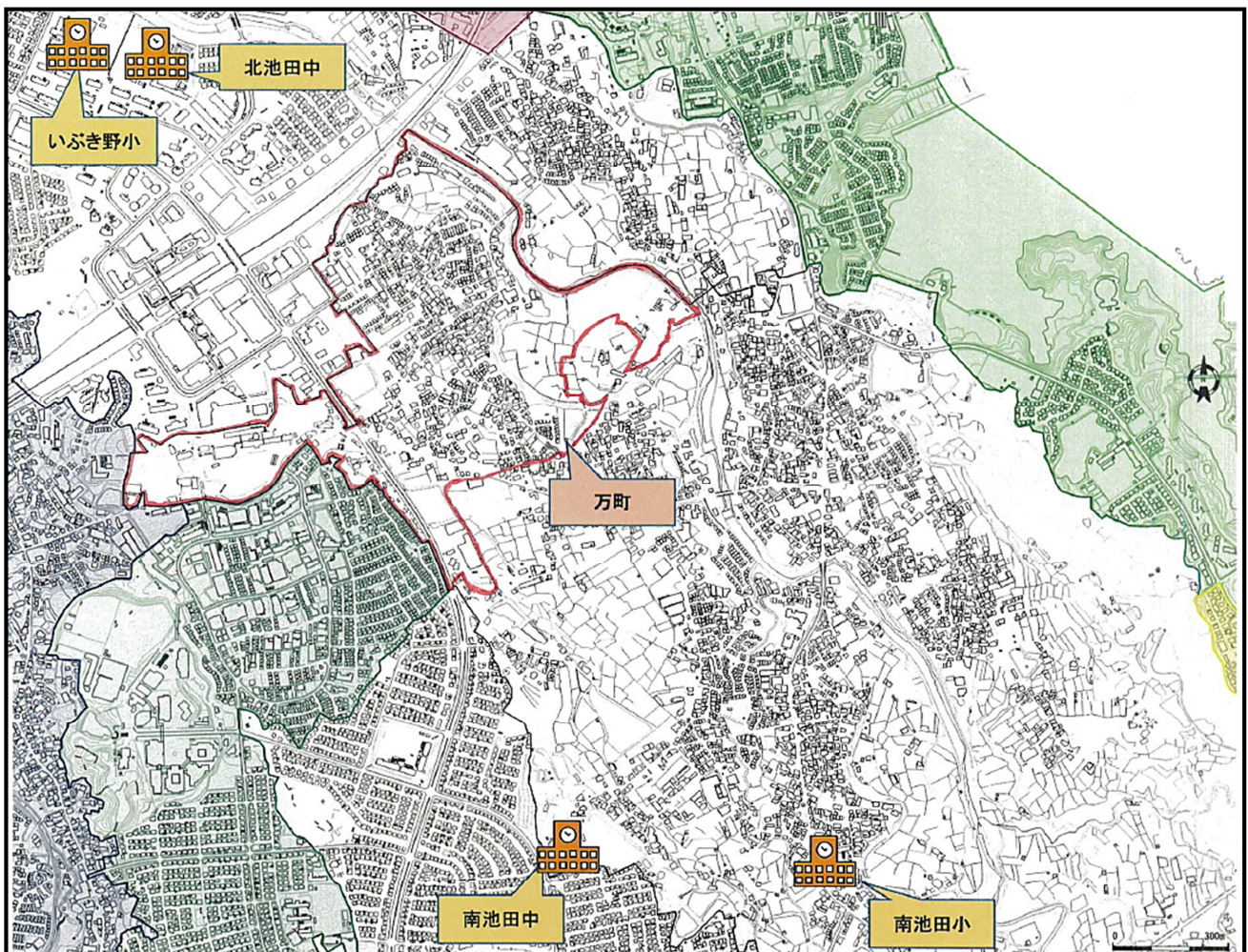
1. 検討の背景

未就学児を含む万町の児童345人のうち、232人（約3分の2）は、就学指定校である南池田小学校までの通学距離が2 kmを超える地域に居住している。

平成18年度に和泉市適正就学対策審議会において、万町の就学区域について議論されたが、南池田小学校より距離が近い「いぶき野小学校」の教室数では受入れが難しいことから指定校変更可能な地域とすることは見送りとなり、その後、平成21年度にも再度、和泉市適正就学対策審議会にて議論されたが、「いぶき野小学校」での受入れは可能という推計であったものの、「北池田中学校」の教室不足が見込まれ、当時は、指定校変更可能な地域とならなかった経緯がある。

この間、万町の住民から、距離が近い「いぶき野小学校」への通学を希望する問い合わせが年間4～5件程度あったことに加え、令和4年7月には要望書も提出されている。

また、万町町内会からも、子ども達の安全な通学確保を望む意見があることを確認できている。



2. いぶき野小学校、北池田中学校の児童生徒数の推移と今後の見通し

- ・ いぶき野小学校の児童数は、減少傾向。
令和9年度には、令和7年度と比較して100人程度減少する見込み。
- ・ 北池田中学校の生徒数は、現在増加傾向であるが、令和7年度をピークに今後減少する見込み。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
いぶき野小学校	897 人	855 人	796 人	749 人	716 人	651 人	603 人
北池田中学校	656 人	694 人	701 人	721 人	676 人	665 人	637 人

3. 万町の児童数の状況

1) 万町全体

- ・ 小1～6の合計で150人
- ・ 未就学児を含む児童数が増加傾向にある。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
24 人	32 人	32 人	43 人	33 人	31 人	32 人	27 人	23 人	21 人	26 人	21 人
195 人						150 人					

2) 南池田小学校までの通学距離が2km未満のエリアの児童数

- ・ 小1～6の合計で53人（万町全体の約1／3）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
5 人	5 人	11 人	13 人	12 人	14 人	10 人	10 人	7 人	8 人	12 人	6 人
60 人						53 人					

3) 南池田小学校までの通学距離が2kmを超過するエリア※の児童数

- ・ 小1～6の合計で97人（万町全体の約2／3）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
19 人	27 人	21 人	30 人	21 人	17 人	22 人	17 人	16 人	13 人	14 人	15 人
135 人						97 人					

※当該エリアであれば「いぶき野小学校」までの通学距離は約1.5kmの範囲となる。

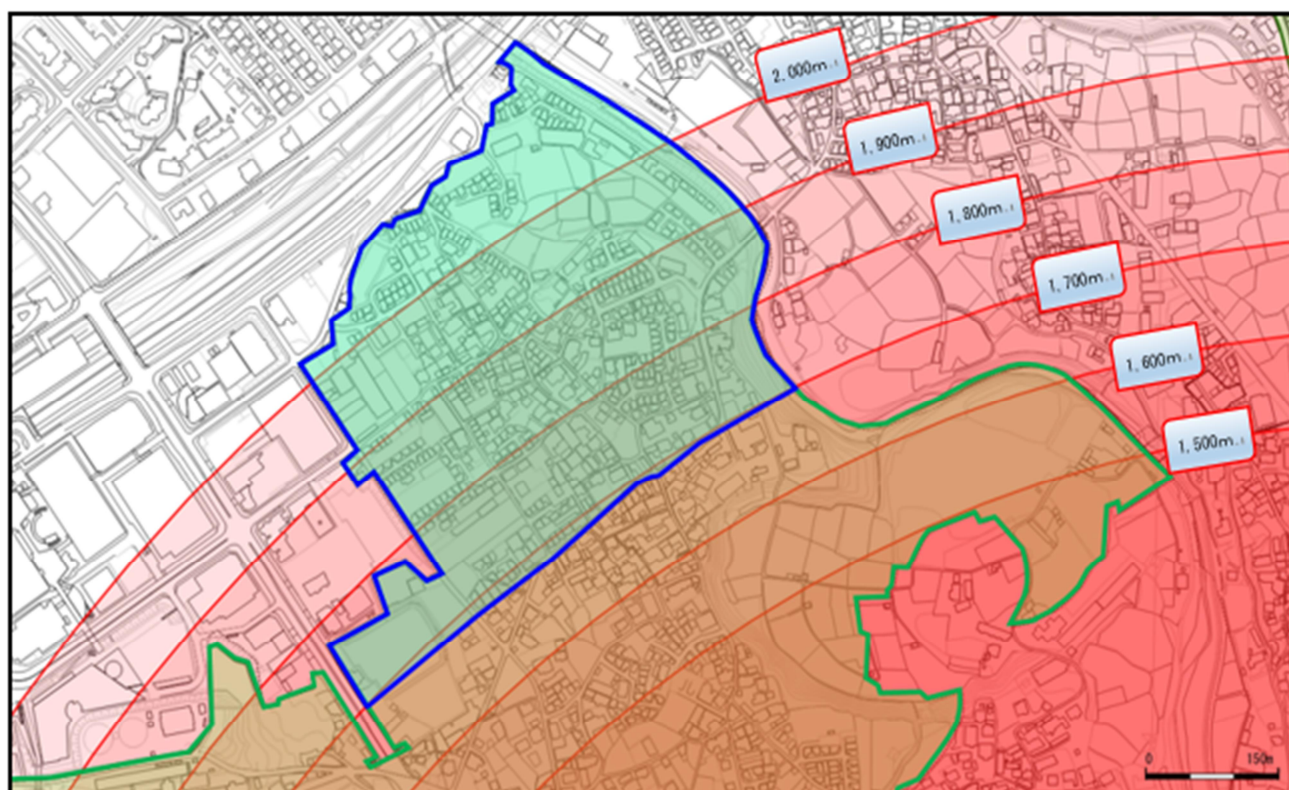
4. 検討の方向性

具体的内容については、令和7年10～11月の間に第1回目の和泉市適正就学対策審議会を開催し、議論していく予定。その後、審議会の答申に基づき対応案を整理する予定。

基本的には就学区域を見直すのではなく、「いぶき野小学校」を選択できる制度を導入する方向で検討予定。

ただし、万町の全域を選択制の対象とすることについては、「いぶき野小学校」の受入れに懸念もあることから、「南池田小学校」までの距離、「いぶき野小学校」までの距離なども勘案し、選択制を導入する場合であっても、一部区域に限定する必要があると考えている。

(参考)



 …万町のうち、南池田小学校から直線距離で約1.7km（通学距離で約2.0km）を超える範囲

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
1	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和6年度決算書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和6年度の決算に関する報告を行うもの。	なし	なし	—
2	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和7年度事業計画書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和7年度の事業計画に関する報告を行うもの。	なし	なし	—
3	【議案】 財産取得について（令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ） 【学校教育室】	令和7年9月から順次更新予定の「令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ」を取得するもの。 ・GIGA端末一式（iPad、キーボード、タッチペン等）16,283台	【大浦委員】 ①iPadを選択した理由について ②iPad変更後のサポートについて	①ログインに時間がかかることなく、全員がスムーズに授業で活用できる「起動や動作の速さ」と小学校低学年からスムーズに活用できる「直感的な操作性」、加えて、「端末の軽さ」「カメラの機能性・操作性」を重視し「iPadOS」を選択した。 ②7・8月にICT担当教員と希望する教員対象の研修を複数回実施するほか、導入後は全校に向け、操作方法を中心とした研修を順次行っていく。児童生徒へも、変更点を中心に説明を行うとともに、ICT支援員も活用し丁寧に支援を行っていく。	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
3	【議案】 財産取得について（令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ） 【学校教育室】	令和7年9月から順次更新予定の「令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ」を取得するもの。 ・GIGA端末一式（iPad、キーボード、タッチペン等）16,283台	【原委員】 ①iPadの買取を選択した理由について ②現在使用している端末について ③共同調達以外の補助金について ④次の入れ替え予定について	①使用想定期間を5年として買取とリースを比較し、端末一式のリースにかかる費用総額が、買取時の費用総額よりも高額になること、加えて、リース料率は、補助対象外となることも含め、買取を選択した。ログインに時間がかかることなく、全員がスムーズに授業で活用できる「起動や動作の速さ」と小学校低学年からスムーズに活用できる「直感的な操作性」、加えて、「端末の軽さ」「カメラの機能性・操作性」からiPad0Sを選択した。 ②国が提示する処分方法に従い、データを適切に削除したうえで、今年度中に処分予定。 ③共同調達以外での補助金はない。 ④次の更新時期は、一般的な使用年数を踏まえ、およそ5年後になると考えている。	可決
4	【議案】 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 【こども未来室】	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）改正に伴う条例改正。家庭的保育事業等における連携施設について、要件を緩和するとともに、10年間の経過措置期間についてもさらに5年間延長するもの。	なし	なし	可決
5	【議案】 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 【こども未来室】	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）改正に伴う条例改正。特定地域型保育事業における連携施設について、要件を緩和するとともに、10年間の経過措置期間についてもさらに5年間延長するもの。	なし	なし	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
6	【議案】 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例制定について 【生涯学習推進室】	和泉市立青少年の家について、既存の機能に加え、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供に関する機能を備えた新たな施設としてリニューアルを行うべく、名称を改めるとともに、利用料金制の導入、新たな供用施設の追加その他所要の規定の整備を行うもの。	【原委員】 ①リニューアルの必要性について ②社会教育法の趣旨に基づいた施設なのか ③青少年の家設立時の補助金等の活用状況及び補助金等の返還について ④利用料金の考え方について ⑤指定管理者の提案内容について	①生涯学習の推進を掲げた施設として市民サービスの向上を図るべく、リニューアル計画を進めてきた。ハード・ソフトの両面から施設を一新するもの。 ②青少年の野外活動の推進についても引き続き行っていくことから、社会教育法の趣旨にも基づいた施設である。 ③公立社会教育施設整備費補助金55,000,000円を活用し、平成元年4月に供用を開始した。取り壊しや転用などの財産処分には該当しないため、補助金の返還は必要ない。 ④事業者がもつ集客力や運営ノウハウを活かし、施設の活性化と市民サービスの向上を図り、企業努力により新たな事業展開を行っていくべく、利用料金制へと改正するもの。 ⑤指定管理者の選定の際に、事業者から提案を受けることとなっている。	可決
7	【議案】 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	（仮称）北西部こども園整備事業 （仮称）北西部こども園整備工事費 【学校園管理室】	なし	なし	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
7	【議案】 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	英語教育・読書教育推進事業 英語力向上支援講座委託料 【学校教育室】	【坂本委員】 ①事業実施に至った理由について ②取組みの方向転換について ③所得制限を設けなかった理由について ④英検2級以上取得とグローバル人材育成の関係について ⑤スポーツなど他の分野への支援について ⑥英検3級取得という裾野を広げることにについて ⑦英検2級以上の支援講座実施について	①英検受験料補助事業の制度を活用する生徒のうち、2級以上に挑戦する割合が増えている一方で、2級以上の合格率は、直近3年で10%強である。事業を実施することで、公立高校入試で有利となる英検2級以上の取得をめざす生徒を支援するもの。加えて、将来的に国際社会で活躍できるグローバル人材育成もめざすもの。 ②英検3級以上の取得をめざす生徒への支援として、今年度から補助対象を中学校全学年に拡充した。加えて、英検2級以上の取得に挑戦する生徒支援を進めるもの。経済的支援を要する家庭も考慮した全体の底上げを図るとともに、英語を学ぶ意欲の高い生徒も支援しようとするもの。 ③講座受講を途中で放棄しないよう、受講者負担も求めつつ、家庭の経済状況に関わらず受講できるよう、負担は1割とし、配慮に努めている。 ④英検2級以上の取得のみで、グローバル人材が育成されるものではないと認識しているが、グローバル人材として必要な高いコミュニケーション能力などを発揮するためには、高い語学力の習得が必要で、堪能な英語が話せることが、世界での活躍をめざす手段になるものとも考えている。 ⑤スポーツ等を通じたグローバル人材が輩出されることも素晴らしいと認識している。ただ、今回の事業趣旨は、グローバル人材育成と高校入試支援の両方の側面を目的としているもの。 ⑥英検3級の取得者を増やす取組みは重要。すべての学校でALTを活用した授業を実施したり、イングリッシュイベントを行ったり、英語習得への意欲向上を図っている。今年度から、英検3級以上の受験料補助対象を拡充した。全体的な底上げも期待している。 ⑦本事業は、英検2級以上取得をめざすチャレンジ意欲が高い生徒を支援するもの。本事業の実施後、効果検証をしっかりと行うとともに、よりよい事業実施に向けた制度の見直しも含め、検討していく。	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
7	【議案】 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	英語教育・読書教育推進事業 英語力向上支援講座委託料 【学校教育室】	【大浦委員】 ①支援講座受講料補助と英検受講料補助の支援について ②英語力向上支援講座について ③級の対象範囲を広げることにについて（3級、準2級） ④大阪府入学者選抜について ⑤級の対象範囲を広げることにについて（準2級）	①既に制度化している英検受験料補助とは別に、英語力向上支援講座として新たに受講料を補助するもの。 ②英検2級以上の取得が公立高校入試で有利となっており、その支援に加え、グローバル人材の育成も目的としている。対象者は、英検準2級から準1級を所持し、それぞれ次のステップとなる英検2級から1級の取得をめざす和泉市在住の中学校1～3年生。講座のイメージは、学習用アプリを活用し、4技能すべてを強化するとともに、集団や個別のコーチングを双方向のオンラインで週1回程度行い、個別最適な学習を支援するもの。 ③公立高校入試の英語で、英検2級以上の所持により有利となることから、積極的に支援するものとし、対象は2級以上としている。 ④府立高校入学者選抜に活用できる英語資格は、大阪府教育委員会が定めているもの。なお、英語資格を活用して受験した生徒は、平成29年度入学者選抜は志願者の約0.7%だったが、令和6年度入学者選抜では、志願者の約10.7%まで増加し、約15倍となっている。 ⑤目的のひとつは、公立高校入試に活用することであることから、対象は2級以上取得をめざす生徒。ただ、今年度からの取組みであり、取組結果の検証、分析は必要であると認識している。	可決
		学校教育支援事業 和泉ミライの教員育成事業実習生報償費 支援人材傷害保険料追加 【学校教育室】	なし	なし	

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
7	【議案】 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	小学校給食事業 中学校給食事業 学校給食費補助金 【学校園管理室】	なし	なし	可決
		青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業 ろ過装置排水作業料 青少年の家改修工事監理委託料 不要什器等処分委託料 便槽等清掃委託料 青少年の家改修工事費 【生涯学習推進室】	なし	なし	
		体育施設管理運営事業 市民体育館駐車場再整備工事費 【生涯学習推進室】	なし	なし	
		美術館リニューアル基本計画策定事業 【久保惣記念美術館】	なし	なし	

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
1	（仮称）富秋学園整備事業の進捗状況について	学園管理室	（仮称）富秋学園整備事業の進捗状況について報告するもの。 ①令和6年第4回定例会での報告内容 ②新校舎整備に係る今後の予定 ③開校に向けた取組み ④その他	なし	なし
2	工事請負契約締結について（庁舎分館・教育センター除却工事）の内、本委員会所管分説明	学校教育室	工事請負契約締結（和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事）を締結しようとするもの。 【契約金額】188,215,500円 【相手方】花田工業株式会社	なし	なし
3	工事請負契約締結について（市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事）の内、本委員会所管分説明	こども未来室	工事請負契約締結（市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事）を締結しようとするもの。 【契約金額】204,332,700円 【相手方】花田建設株式会社和泉営業所	なし	なし

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
4	令和6年度和泉市コミュニティセンター事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和6年度和泉市コミュニティセンター事業（株式会社JTBコミュニケーションデザイン）における事業報告及び収支について報告するもの。 【指定管理期間】 令和6年4月1日から5年間 【利用団体数】 3,030団体 【利用者数】 88,356人 【収入】 46,039,529円 【収支】 46,669,981円 【収支差額】 ▲630,452円(指定管理者による負担)	なし	なし
5	令和6年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和6年度和泉市生涯学習サポート館事業（株式会社ビケンテクノ）における事業報告及び収支について報告するもの。 【指定管理期間】 令和3年4月1日から5年間 【利用団体数】 4,655団体 【利用者数】 40,346人 【収入】 45,327,189円 【収支】 44,598,564円 【収支差額】 728,625円	なし	なし
6	令和6年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和6年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業（公益財団法人大阪YMCA）における事業報告及び収支について報告するもの。 【指定管理期間】 令和4年4月1日から3年間 【利用団体数】 260団体 【利用者数】 9,561人 槇尾山森林浴コース 【利用者数】 13,328人 【収入】 49,098,310円 【収支】 49,779,977円 【収支差額】 ▲681,667円(指定管理者による負担)	なし	なし

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
7	令和6年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和6年度和泉市立図書館事業（株式会社 図書館流通センター）における事業報告及び収支について報告するもの。 【指定管理期間】 令和3年4月1日から5年間 【入館者数】 671,213人 【貸出件数】 267,166件 【貸出点数】 971,944点 【自習室利用人数】 55,017人 【収入】 320,748,485円 【収支】 320,748,485円 【収支差額】 0円	なし	なし
8	令和6年度和泉市内体育館施設事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和6年度和泉市体育施設指定管理者（KUL和泉市内体育施設管理チーム・公益財団法人大阪YMCA）における事業報告及び収支について報告するもの。 【指定管理期間】 令和6年4月1日から5年間 【利用者数】 489,852人 【収入】 326,227,106円 【収支】 338,638,364円 【収支差額】 ▲12,411,258円（指定管理者の負担）	なし	なし

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
1	埴田議員	ふるさと納税の寄付金収入の使いみちについて	学校園管理室	中学校吹奏楽部の楽器の調達方法について	個人で購入するケースもあるが、大半が以前調達した学校の楽器を使用している。新たな調達が必要な場合は、金額も高額であるため、個人負担ではなく学校が配当予算のなかで調達する仕組みとしているが、学校に配当している予算は、毎年学校規模に応じて40万円から70万円の予算であり、授業等で利用する教材等を優先的に購入することや、楽器の購入が非常に高額であることから、学校が他の備品よりも優先して楽器を調達することに課題はある。このことを踏まえ、毎年配当する予算とは別に、3年に一度のローテーションとなるが、大口備品購入費として1校あたり30万円の追加配当を行い、楽器等の高額な備品の調達が可能な仕組みを設けている。
		南部エリアの未来について	学校教育室	農業を通じた不登校児の居場所づくりについて	児童生徒が不登校となる理由は多種多様であり、そのアプローチについても児童生徒の状況によってそれぞれ異なることから、不登校の児童生徒にとって、多様な居場所の選択肢があることは有意義であると考え。議員ご提案の「農業を介した居場所づくり」については、今後、その詳細を確認する必要があるが、当該内容に限らず、「子どもの居場所づくり」につながる取組みについては、適宜、その周知を検討したい。
2	浜田議員	本市における英語教育の推進について	学校教育室	①英語教育の推進について ②ALTについて ③英検受験料補助の目的と事業概要について ④変更点とその理由について ⑤英検所持のメリットについて ⑥申込方法について ⑦中学校での準会場実施の状況について	①平成5年度に、ALTの前身である英語指導助手の活用を開始した。それから33年が経過し、現在、和泉市全ての小中学校に外国語指導助手、ALTを配置している。配置事業の目的は、小・中学校で担任または英語科教員と共に、チームティーチングで英語や外国語活動の授業を行い、子どもたちがネイティブスピーカーの生きた英語に触れ、コミュニケーションを取る機会を充実させること。配置により、児童生徒の英語に対する興味関心が高まり、児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上、異文化の理解の促進を期待するもの。 ②出身国は、多い順にアメリカ、イギリス、カナダ、シンガポール、南アフリカ共和国。 ③和泉市在住の中学校1年生～中学校3年生を対象とし、年1回英検受験料を補助する。英語学習への意欲向上を目的とするもの。 ④これまで、補助対象を中学校3年生のみとしていたが、令和7年度より、和泉市在住の中学校1年生～中学校3年生へ拡充し、英検3級以上の受験料を各年度において1回補助するものに変更。対象の拡充により、英語学習への意欲を早い段階から高めることにつながると認識している。 ⑤英検2級以上の所持により、公立高校入試の英語で有利となるため、生徒にとっては有益である。また、英語を活用して活躍できる人材育成にもつながっていくものと認識している。加えて、令和7年度より、ブルーミントン市への学生派遣応募条件が英検3級以上となっており、参加中学生にとっては、国際感覚と視野が広がること、実践的な英語力が向上すること、異文化理解が深まること、貴重な海外経験と自信が得られることが期待できる。 ⑥和泉市立中学校の生徒は、現在通っている学校への申込、和泉市在住で私立中学校に通う生徒は、学校教育室への申込となっている。 ⑦和泉市立学校が準会場の場合、当該校の生徒は在籍校で受けられるが、それ以外の和泉市立学校及び私立学校の生徒は本会場で受験することになり、選択することはできない。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
2	浜田議員	本市における英語教育の推進について	学校教育室	⑧受験料補助対象となる会場について ⑨学習塾を補助対象としない理由について	⑧令和6年度に準会場実施を行ったのは、3校。今年度、現時点で準会場実施を行ったのは、1校。 ⑨学習塾や私立中学校などの準会場を補助対象とすることで、より身近な場所での受験が可能となり、本制度を活用しやすくなるが、受験者が和泉市在住であることの確認や、年度内1回の受験補助であることの確認など、準会場となる側にも一定の負担がかかること、一部の学習塾や私立中学校等が和泉市公費対象の準会場にならなかった場合の不公平さなど、さまざまな課題があるため、補助対象としていない。今後、すべての和泉市在住の中学生が、いずれの会場においても受験しやすい制度となるよう検討していく。
3	小野林議員	コミュニティ・スクールについて	学校教育室	①コミュニティ・スクールについて ②本市におけるコミュニティ・スクールの導入の経過について ③今年度のコミュニティ・スクールの取組みについて ④学校協議員と学校運営協議会について ⑤地域教育協議会について	①コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会を設置した学校」のこと。法的には、平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会における学校運営協議会の設置が努力義務であると明記された。学校運営協議会の機能・権限として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、「学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること」の3つが規定されている。学校運営協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者などが参画することで、「社会総がかり」での対応を可能とし、地域の力を学校運営に導入することで学校運営の活性化を図ることや、外部講師やボランティアへの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築することを実現可能にする仕組みのひとつが「コミュニティ・スクール」である。 ②令和2年度にすべての学校に先駆け、南松尾はつが野学園で学校運営協議会を発足させた。その後、令和6年度に槇尾中学校区、富秋中学校区を含む全中学校に学校運営協議会を設置し、令和7年度には全小学校に設置することで、市内すべての学校がコミュニティ・スクールとなった。 ③令和6年度における全ての中学校でのコミュニティ・スクール導入までの動きとしては、令和2年度に南松尾はつが野学園でのコミュニティ・スクール導入後、令和4年度には、槇尾中学校区にて、コミュニティ・スクールの準備組織となる研究推進委員会を立ち上げ、令和5年度には、富秋中学校区と残る7中学校で研究推進委員会を立ち上げ、段階的にコミュニティ・スクール導入の準備を進めてきたうえで、令和6年度の中学校区での本格導入に対応した。 ④これまでの学校協議員は、地域の声を学校の教育活動や運営に反映させることを目的に、校長の求めに応じて学校運営を改善する観点から意見を述べていただいていたが、あくまで意見であり、学校運営の基本方針は校長のみに決定権があった。一方、学校運営協議会は、「法的な合議体として学校運営に参画する仕組み」となっており、より法的な権限を持ちながら、具体的な学校運営方針の承認や意見提供を行う点で、より深く関わる制度とされている。 ⑤学校運営協議会そのものは、具体的な活動を行う団体ではなく、学校による教育課程内での取り組みや、地域の子どもに対して学校の教育課程以外で、どのような経験をさせてあげたいかなどを共有し、地域の子ども達の育みに係る「目標、ビジョン」を共有することが大きな役割となっている。一方、地域教育協議会を含む各種地域団体は、学校運営協議会を通じて学校に協力できる内容等を協議し、イベントや見守り活動等を主体的に実施いただくものと認識している。このことから、学校運営協議会と地域教育協議会は、どちらも地域の子ども達を社会総がかりで育てるという目的は同じであるものの、活動方針等を共有する団体と、イベント等を実施する団体という点で役割が異なるもの。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
3	小野 林 議員	コミュニティ・スクールについて	学校教育室	⑥働き方改革と地域における役割分担について ⑦地域教育協議会の必要性和コミュニティ・スクールに対する教育長の考えについて	⑥今年度において全ての学校で導入した「学校運営協議会」と、廃止した「学校評議員」制度との違いや、「学校運営協議会」と「地域教育協議会」の違いなどについては、参加いただいている保護者、地域団体の方に十分浸透できているとは言い難く、取組みを進めながら理解を深める必要があると認識している。これは、本格実施に先立ち、取組みを進めた学校運営協議会研究推進委員会に関して、地域教育協議会への丁寧な説明ができていなかったことや、コミュニティ・スクールの制度自体を、丁寧に分かりやすく説明しきれていなかった部分もあったことは否めない。コミュニティ・スクールの本格運用については、理解いただき意義を浸透させるには時間を要するものと認識しており、今後、今年度より本格実施した小学校でのコミュニティ・スクールも含め、好事例を集めながら、より良いものを構築できるよう取組みを進める必要がある。このことから、今年度の総合教育会議では、コミュニティ・スクールをテーマとし、どのような取組みが今後のコミュニティ・スクールの充実につながるのか意見交換されているところ。教員の働き方改革についても、今後、更に検討していく必要がある課題であり、学校の教育課程内の活動については、学校、教員が中心となって取り組むものだが、地域教育協議会などの教育課程外の活動への教員の関わりについては、地域の実情・特色、その活動内容に応じた関わり方を「学校運営協議会」を通して議論を行いながら整理していきたい。 ⑦和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の前文には、「かけがえのない和泉市の宝である子どもたちを育むためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組みを行うことが必要である」と明記されている。まずは、学校と保護者、地域が「育てたい子ども像」・「めざすべき教育」のビジョンを共有し、役割を整理する場として学校運営協議会を全校に設置し、コミュニティ・スクールとしたもの。コミュニティ・スクールが全校実施となったが、地域教育協議会に果たしていただく役割は、これまでも、これからも変わらず、子どもたちを育む行事や取組みの実施主体として極めて重要であると認識している。今後も、和泉の子どもたちに、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育」を推進するべく、地域教育協議会の協力をいただき、ともに取り組んでいきたい。
4	早乙女 議員	市民からの相談について・いぶき野小学校給食の黙食について	学校教育室	①いぶき野小学校の黙食の実態について ②教育委員会としての黙食の方針について ③学校における方針の徹底について	①給食の時間に机を向かい合わせにする等の座席配置に関しては、全校一律ではなく、各学校、各学級ごとに対応している。いぶき野小学校においても、コロナ前から、机を向かい合わせにせずに給食を食べていた学級もあったと聞いている。昨年度3月までは、すべての学級で黙食を実施していたが、今年度4月からは、給食時に話すことを禁止せず、楽しく食べるよう方針を変更しているとのこと。 ②新型コロナウイルス感染症対策として実施していた給食時における黙食の実施については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行する以前の令和4年12月6日付けでの文部科学省の依頼を受け、給食中は「会話を控える」としていたものを、今後は「大声での会話を控える」と変更し、黙食とする必要はないことを発信しており、教育委員会としては、給食の時間は子どもたちが友達や先生と和やかに楽しく会食する時間であり、食事のマナーや地域の食文化について学ぶ、学校生活において大切な時間のひとつであると認識している。 ③黙食の必要がないことについて、各学校に周知を行ったが、黙食を禁止するものではなく、児童生徒や保護者の不安等も含め、状況に応じて各学校で判断すべきものと認識している。食事中に少しでも話したり笑ったりすると、理由なく教員に注意されるような状況が確認されることがあれば、学校へ指導のうえ、改善する必要があると考える。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
5	小林議員	人工芝について	学校園管理室	①榎尾学園・（仮称）富秋学園の人工芝の効能期間について ②（仮称）北西部こども園の芝生整備の理由とその方針について ③天然芝・人工芝の選択を決定する主体（決定権者）について ④教育委員会の方針について ⑤人工芝のメリットを活かすことができる場所について ⑥人工芝のマイクロプラスチックの懸念に対する教育委員会の見解について ⑦第三者機関試験の実施期間、実施時期、実施方法について ⑧世界保健機関の報告内容について（飲料水と空気中の考え方） ⑨人工芝のマイクロプラスチックの懸念に対する教育委員会の見解について（再質問） ⑩マイクロプラスチックが有害とされた場合の教育委員会の対応について	①使用方法や使用頻度等にもよるが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、人工芝の耐用年数は10年と示されている。 ②（仮称）北西部こども園では、園庭の一部に天然芝の整備を計画しているところで、人工芝については、そのメリットを活かすような場所がないことから整備する予定はなく、方針は変わっていない。なお、榎尾学園、（仮称）富秋学園とも、天然芝の整備を行いながら、低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に広場を利用することを想定した場所でのみ、人工芝を使用することとしている。 ③芝生に限ったことではないが、榎尾学園や（仮称）富秋学園の整備内容については、基本的には事業者の提案内容も踏まえ、工事担当課等の関係課や学校と協議を行い、教育委員会が決定している。（仮称）北西部こども園も、工事担当課等の関係課や園とも協議を行い、最終的には教育委員会が決定している。 ④人工芝にするか天然芝にするかについては、維持管理の容易性といった側面だけではなく、人工芝のメリットを活かすことができる場所があるかを検討のうえ、整備箇所の使用用途や使用目的等によって個々に判断し決定するもの。 ⑤主に低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に利用することを想定した場所が、人工芝のメリットを活かすことができる場所であると考えている。 ⑥使用した人工芝については、第三者機関による試験を行った安全な製品で、健康被害に関する事例がないことを確認している。また、世界保健機関が2019年に公表した報告書で、「飲用水中のマイクロプラスチックにおいて、人の健康に対する懸念は低く、懸念があることを示唆する情報に信頼性のあるものはない」と結論付けられていることから、人工芝の使用に支障があるとは考えていない。 ⑦実施機関等の詳細は把握していないが、メーカーからの化学物質使用調査に関する報告書やメーカーのホームページにおいて、「万が一、体内に入っても害がないかどうかの含有試験」と表記されていることを確認している。 ⑧世界保健機関による、飲用水中のマイクロプラスチックが人の健康に対する懸念が低いという報告が、空気中と同等であるかまでの報告は確認できていないが、現在、榎尾学園で使用している人工芝については、先程の答弁のとおり、「万が一、体内に入っても害がない」とホームページに掲載されていることを確認している。 ⑨学校教育施設については、児童生徒への安全性を確保する必要があることを認識しており、人工芝の導入にあたっては、世界保健機関による、健康に対する懸念が低いという報告書だけに頼ることなく、メーカーの情報なども確認し、支障がないものと判断のうえ採用したところ。 ⑩人工芝に限らず、施設の安全面については色々な情報を収集して対応していきたいと考えており、健康に被害があることが確認されれば、見直す必要があると考える。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
6	友田議員	南部まちづくりについて	学校教育室 生涯学習推進室	①槇尾学園に児童生徒を呼び込む魅力づくりについて ②子ども達の泳力の低下について	①槇尾学園については、市内どこからでも通学できる特認制度を導入している小中一貫校（義務教育学校）であることから、その特色づくりも大事であると認識している。そのなかでも、英語教育は特色ある取組み、魅力の1つである。例えば、文部科学省認可の授業時数特例校として、年間10時間程度、英語・外国語活動の授業数を増やし、子どもたちの学びを充実させている。また、ネイティブの英語に慣れ親しみ、英語でのコミュニケーションの充実を目的に配置しているALT（外国語指導助手）を学園に常駐させることも特色としている。加えて、教育課程外での取組みではあるが、放課後アフタースクールとして、希望者への有償プログラムである、ネイティブスピーカーによる英会話プログラムも実施している。槇尾学園における魅力ある教育環境としては、1クラス20人程度の少人数指導を確保しつつ、クラス替えのできる環境を確保することや、豊かな自然環境、南部リージョンセンターなどの地域資源を活用した取組みなどがある。現在は、英語教育を含めたこれらの取組みのPR動画を作成中であり、来年度の児童生徒募集にあたり、視覚的にも槇尾学園の魅力を伝え、児童生徒の確保につなげる。 ②温水プールについては、建設費用やランニングコストの財政負担に加え、将来世代への負担等、公共施設マネジメントの観点から、市が設置することは困難である。また、民設民営の可能性について、民間事業者にヒアリングを行ってきたが、参画は難しい状況である。
7	北川議員	学校給食の質と量の維持・向上について	学園管理室 学校教育室	①給食無償化後も質と量を維持するための財政的措置や工夫について ②来年度の国産米の安定的な調達に向けた対策について ③給食での地場産物の活用について ④長期欠席の児童生徒等への給食提供について ⑤給食残食状況の把握・分析状況と削減に向けた取組みについて	①給食無償化制度の詳細は国から示されておらず、具体的な対応を検討することは難しいが、給食の質の低下は回避すべき事項として留意する必要があると認識している。 ②大阪府学校給食会から、国産米を購入する予定としている。 ③全校一括の調達は供給量の課題があるが、学校ごとに確保ができる場合は、旬の野菜等の地場産物を調達している。また、学校給食週間に和泉市産の米を提供するほか、和泉市産のいちごを加工したいちごジャムの提供も行っている。 ④不登校となる要因は多種多様であることを踏まえ、各学校で児童生徒の心理的な状況をしっかりと把握したうえで支援するよう心がけている。学校で給食を食べることが、登校しづらい児童生徒の支援に役立つケースも確認されることから、「給食だけでも食べにおいで」と声をかけるなどの働きかけを多くの学校で実施している。これらの取組みにより、徐々に登校できる時間が増えているケースもある。グリーンルームでは、昼食や飲み物は各自で準備することとしているが、中には、グリーンルームから自分が所属する学校へ給食を食べに行き、また戻ってきてグリーンルームで過ごす児童生徒もいる。 ⑤毎年、全小中学校で残量調査を行い、結果を共有しており、子どもたちの話や残量調査の結果から、焼き魚、切り干し大根やひじきの煮物等の家庭で出されることが少ないと思われる献立の食材が残る傾向がある。残食を減らすための取組みとして、毎月の献立作成委員会で、食べやすい切り方や味付けの工夫など、次の献立作成に向けて改良に努めているほか、栄養教諭による食育を展開している。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
7	北川議員	日本語教育について	学校教育室	①和泉市における外国籍児童生徒の状況と、日本語教育の体制について ②日本語教育支援の内容について ③日本人としての自信と誇りを育む教育のあり方について ④外国にルーツをもつ子どもたちとの共生について ⑤和泉市に「教科日本語」を取り入れる考えについて	①和泉市立学校における令和7年度の在日外国人児童生徒在籍数は154人で、日本語指導が必要な児童生徒は108人となっている。日本語指導の体制は、日本語指導加配教員6人を活用し巡回指導を行うとともに、語学指導員16人を派遣している。また、翻訳機ポケットや府教育庁が実施しているオンライン日本語指導も活用するなど、様々な方法で支援している。 ②日本語指導が必要な児童生徒に対する支援は、単に言葉を教えるだけでなく、日本の学校生活や社会生活について必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につけることが主な目的となる。また、文化的背景への理解を深めるため、日本文化に触れる機会を提供することも重要であると認識している。 ③学習指導要領で、「昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと」や「神話・伝承を手掛かりに国の形成に関する考え方などに関心をもつこと」と示されていることも踏まえ、自国の歴史や文化を知ることが大切であると認識している。 ④学習指導要領で、特別の教科「道徳」で取り扱う内容項目のなかには、「礼儀」や「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」と示されていることを踏まえ、すべての児童生徒が我が国の言語や文化を学ぶことは重要である。また、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組みを進めることも重要であると認識しており、外国籍の子どもが自らの国の文化等を発表する取組みを行っている学校もある。 ⑤他の自治体で導入されている教科「日本語」で取り扱っている内容は、日本の文化や礼儀、マナーなど、国語科や社会科、特別の教科「道徳」など、複数の教科にわたり関連づけたものになっており、それらの内容については、本市においても様々な教科及び学校教育活動全体で行っており、今後も継続して推進する。
7	北川議員	放課後の校庭開放と、子どもの安心・安全な居場所づくりについて	学校教育室	ICTツールの見直しについて	登下校の安全管理に係る通知システムは、保護者の個人負担にて採用している学校もある。一方、現在、小中学校で導入している「テトル」は、学校からの配付文書の配信や、保護者から学校への欠席連絡ができる無料の連絡ツールであり、これらの機能は全く異なるもの。登下校時の履歴確認機能を備えたアプリ等の公費による全校への導入については、現在のところ考えていない。今後も、登下校の通知サービスなどに加え、ICT機器を活用した子どもたちの安全確保に向けた取組みの可能性について、研究を進める。

令和7年度和泉市小・中学生科学展

学校教育室

1 目的

子どもの科学研究を奨励するため、科学研究作品の募集を行い、これを公開展示することにより科学教育の振興に資する(本展は大阪府学生科学賞の予備審査を兼ねる)。

2 応募資格

和泉市内の小学校(第4学年以上)、中学校、義務教育学校(前期課程第4学年以上及び後期課程)に在籍する児童・生徒。

3 作品の内容

児童生徒の手による、理科学習に基礎をおく研究、制作品など創意工夫のある労作物(研究論文、記録ノート、制作物、資料等)。

4 公開展示

9月6日(土) 9:30~17:00 9月7日(日) 9:30~17:00

5 会場

和泉市立人権文化センター大会議室

6 各賞

市長賞……小学校、中学校 各1点 市議会議長賞……小学校、中学校 各1点
教育委員会賞……小学校、中学校 各1点 金 賞……小学校、中学校 各3点
銀 賞……小学校 約20点 中学校 約5点
佳 作……特別賞、金賞、銀賞に入らなかった作品

7 大阪府学生科学賞について

小学校の部・中学校の部ともに市長賞、市議会議長賞、教育委員会賞及び金賞受賞の各6点は、「大阪府学生科学賞」に出品します。

※大阪府学生科学賞

- ・最優秀作品(小・中学校各1点)…大阪府知事賞、大阪市長賞、堺市長賞、大阪府教育委員会賞、大阪科学技術センター賞、読売新聞社賞
- ・優秀賞作品(小・中学校各2点)…大阪市教育委員会賞、堺市教育委員会賞、大阪府教育委員会賞
- ・学校賞 (小・中学校各1校)…大阪府科学教育振興委員会賞

第55回 和泉市立中学校・義務教育学校連合音楽会
第70回 和泉市立小学校・義務教育学校連合音楽会 開催案内について

学校教育室

○中学校・義務教育学校後期課程

- 1 日 時 令和7年10月29日(水) 14時00分
- 2 開催場所 和泉シティプラザ 弥生の風ホール
- 3 主 催 和泉市中学校教育研究会音楽部会

○小学校・義務教育学校前期課程

- 1 日 時 令和7年10月28日(火) 午前の部 10時00分
午後部 13時45分
令和7年10月29日(水) 午前の部 10時00分
- 2 開催場所 和泉シティプラザ 弥生の風ホール
- 3 主 催 和泉市立小学校連合音楽会運営委員会

* ご出席いただける場合につきましては、令和7年9月30日(火)までに、教育総務課まで、ご連絡の程よろしくお願いいたします。